

障第 1561 号  
平成 30 年 3 月 26 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る質疑について（通知）

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月からの制度改正や報酬改定により、事業所等から県に対するお問い合わせが非常に多く寄せられることが予想されます。大変申し訳ありませんが、この時期は県の業務繁忙期となりますので、電話や来庁による質問は極力お控えくださいますようお願いいたします。

なお、県への質疑方法について、あらためて下記のとおり周知しますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 質疑方法

- ・障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る質問をお寄せいただく場合は、岐阜県ホームページ（※）に掲載してある「質問票」に記入のうえ、メール、FAX又は郵送により提出してください。

（※）障害者総合支援法

[http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index\\_4812.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_4812.html)

児童福祉法

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/zidou.html>

#### 2. 留意事項

- ・質問票の提出にあたっては、事前に県や厚生労働省のホームページ内で掲載されているページ等でよく確認していただいたうえで、なお質問を要する内容のみとしてください。
- ・各サービスの人員配置基準や加算の届出にあたってのルールなど事業所等を運営するうえでの基本的な事項については、必ず事業所等自身でよく確認していただきますよ

うお願いします。

- ・質問内容は、詳細かつ分かりやすく記載し、必要な項目はすべて記入してください。(質問内容が不明瞭な場合は、回答できないことがあります)
- ・質問内容によっては、厚生労働省に確認を要するなどの理由により、回答に時間がかかることがあります。

### 3. 提出先

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係あて

住所 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

F A X 058-278-2643

メールアドレス [c11226@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp)

|        |  |     |     |
|--------|--|-----|-----|
| 所属     | 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係  |     |     |
| 係長     | 山 田  | 担 当 | 高 木 |
| 電話     | 058-272-1111 内 2615  |     |     |
| FAX    | 058-278-2643   |     |     |
| E-mail | <a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a> |     |     |